

# 鎌倉市災害時受援計画素案【概要】

令和4年(2022年)10月21日

総合防災課

## I 計画素案の構成

- ・本編（第1章～第4章）
- ・資料編（様式1～様式18 受援関連業務に用いる様式を掲載）の2編構成です。

## II 本編

### 第1章 総則

#### 1 計画の趣旨

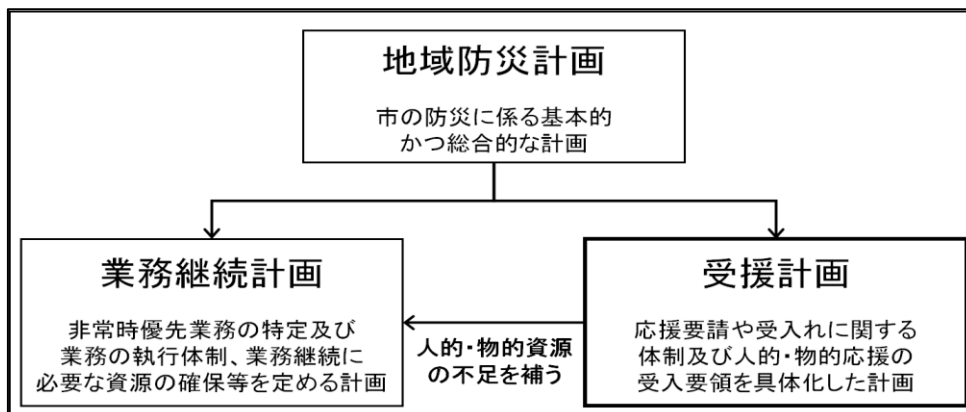
大規模災害が発生した場合、被災自治体は、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中で、膨大な災害対応業務を行う必要があり、国や他の地方公共団体、民間団体等からの人的応援を円滑に受け入れ、最大限に活用することが求められます。

また、避難所等においては、被災者が必要とする食糧・生活必需品等の救援物資の膨大なニーズが発生し、被災自治体が主体となって被災者への救援物資供給を行わなければなりません。

このようなことから、大規模災害が発生し本市が被災した場合に、外部からの人的・物的応援を円滑に受け入れ、本市職員と応援職員等が連携し、効果的な災害応急対策や被災者支援に取り組むことなどを可能とするため、「鎌倉市災害時受援計画」を策定します。

#### 2 計画の位置づけ

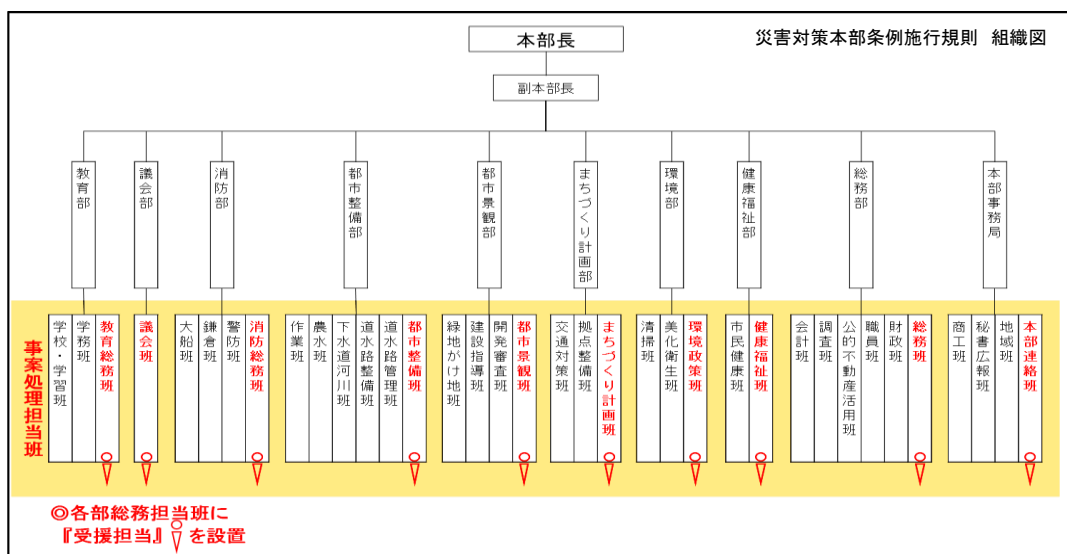
本計画は、地域防災計画の下位計画として受援の詳細を規定するとともに、業務継続計画に定めている非常時優先業務を実施する際に不足する人的・物的資源を確保するための計画として位置づけます。



## 第2章 人的受援体制

### 1 受援体制の整備

災害対策本部の人的受援体制は次のとおりです。



災害対策本部設置後、人的応援受入業務について、本部事務局本部連絡班（以下「本部連絡班」という）受援担当（責任者及び担当）が、各部総務担当班に設置する受援担当と連携し調整を行います。

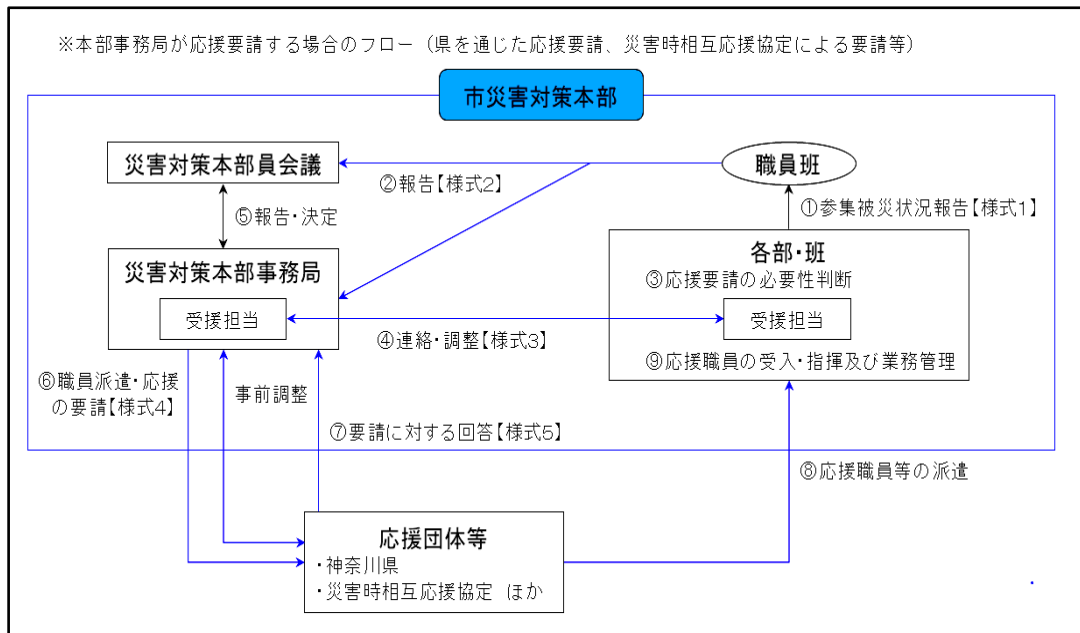
### 2 受援対象業務

被災4日目以降も実施することが想定され、かつ必要な人員が不足すると考えられる15業務を選定します。

| No. | 区分(災害対策本部条例施行規則上)   | 対象業務                     |
|-----|---|--------------------------|
| 1   | 本部事務局   | 被害情報の収集・伝達               |
| 2   |   | 災害対策本部の運営                |
| 3   | 総務部   | 飲料水及び生活用水の確保・供給          |
| 4   |   | り災証明書の発行(火災に係るものを除く)     |
| 5   | 総務部(会計課、選挙管理委員会、監査委員事務局)<br>健康福祉部(こどもみらい部)<br>まちづくり計画部<br>教育部 | 避難所の運営、被災者の生活支援          |
| 6   | 健康福祉部   | 高齢者、障害者等の要援護者支援          |
| 7   |   | メンタルヘルスケア対策              |
| 8   |   | り災者への災害見舞金等の支給・貸付        |
| 9   | 環境部   | し尿の収集・処理                 |
| 10  |   | 災害廃棄物の処理                 |
| 11  | 都市景観部   | 被災宅地応急危険度判定              |
| 12  |   | 被災建築物応急危険度判定             |
| 13  | 都市整備部   | 公共下水道等の応急措置及び復旧          |
| 14  |   | 応急仮設住宅の建設                |
| 15  | 消防部   | り災証明書の発行<br>(火災に係るものに限る) |

### 3 人的応援の受入れの流れ

応援職員等の受入れに係る基本的な流れは、次のとおりです。



※様式 1 から様式 5 は、資料編に掲載しています。

## 第 3 章 物的受援体制

### 1 地域内輸送拠点

市は、地域内輸送拠点を佐川急便株式会社（以下「佐川急便」という。）との「災害時における物資の受入及び配送等に関する協定」に基づき、佐川急便又は同社の関係団体が提供する施設とします。

#### ※地域内輸送拠点

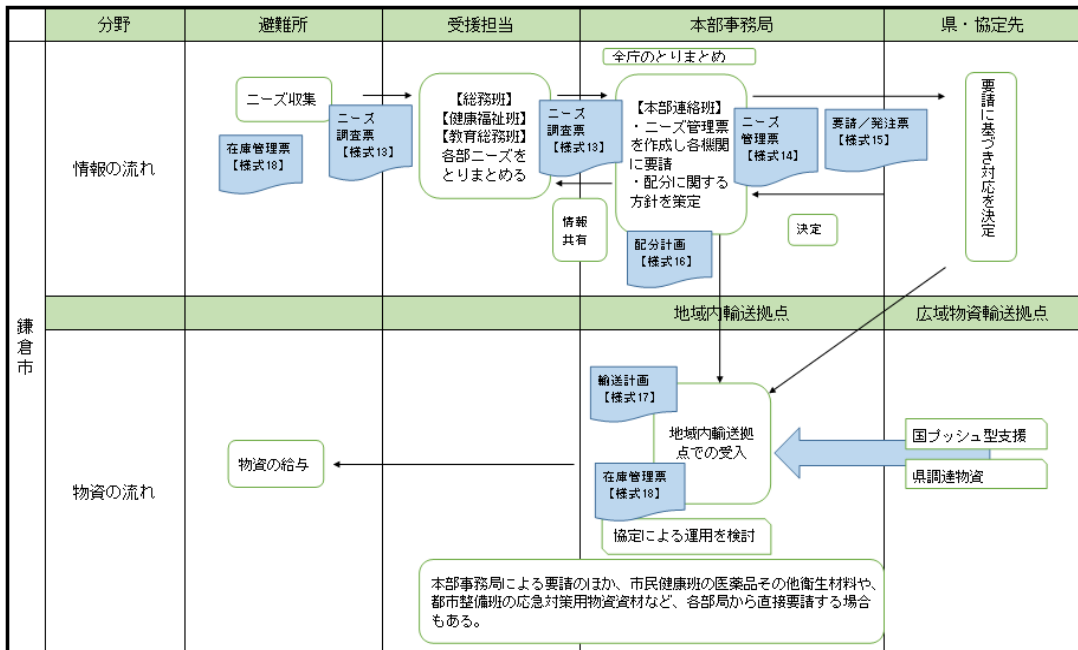
広域物資輸送拠点（県設置）から供給される物資を受け入れ、避難所へ送り出すために市が設置する拠点

### 2 受援体制の整備

災害対策本部の物的受援体制は、人的受援体制と同じ体制です。

### 3 物的応援の受入れの流れ

物的応援の受入れに係る基本的な流れは、次ページのとおりです。



※様式13から様式18は、資料編に掲載しています。

#### 第4章 平素からの取組

平素からの取組として、新たな制度・知見等を踏まえた計画内容の見直し、実効性の向上、平時からの関係機関等との連携、実災害からの教訓の収集・整理の必要性を掲げています。

#### Ⅲ 資料編

「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」（平成31年3月 国土交通省）及び先行事例を参考に、実際に人的・物的応援の受入れにあたり必要な様式を掲載しています。